

第8回

芽室町農業委員会総会議事録

令和3年2月25日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和3年2月25日(木) 13時30分～14時40分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件
日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地
利用集積計画決定の件
日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による
農用地買入協議要請の件
日程第10 議案第7号 現況証明願の件
日程第11 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

●出席委員

1番	島部 亨	2番	敬松 穰治	4番	道下 勇治	5番	坂下 義晴
6番	早苗 裕典	7番	森田 文秀	8番	横溝 勲	9番	平林 浩哉
10番	谷口 栄治	11番	鈴木 進	12番	後藤 和則	13番	西川 幹生
14番	相澤 研二	15番	浅井 隆久	16番	森本 敏彦	17番	浅野 博文

●欠席委員 3番 小寺 典子

●委員会に参加した者

事務局長 佐藤 三舟 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

●議事録署名委員

14番 相澤 研二 15番 浅井 隆久

(13時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に 14番 相澤委員 15番 浅井委員 を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。番号1番から番号2番について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番から番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題とします。平林あっせん委員長より、あっせんの結果について、報告をお願いします。

○9番（平林委員） 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

あっせん委員会を2月17日に開催いたしました。あっせん委員に、敬松委員、早苗委員、谷口委員、浅野委員、そして私、平林。事務局から佐藤局長、村上係長が出席しています。午前9時から役場2階会議室において事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けた後、現地調査を行い、午後1時30分から役場2階会議室において、あっせん委員会を開催いたしました。それでは結果を報告

いたします。

番号3番と4番につきましては、売買の申し出により買い手の調整を行い、受け手の資金調達等の事情により調整がつかなかったことから、あっせんを打ち切りあっせん不成立といたしました。番号1番と2番、5番から9番については、あっせんが成立いたしました。以上、報告いたします。

○議長（島部会長） ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求めます。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番についてご意見ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より説明をお願いします。

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番について、ご意見ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より説明をお願いします。

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号3番について、ご意見ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について原案のとおり決定いたします。

以上で議案第1号を終わります。

●日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 本件は、財務省から払下げを受けるもので、当該地は譲受人の所有地の中に位置しており、既に47年以上に渡り耕作している土地であり、周辺に与える影響はないため、問題

ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 本件は、財務省から払下げを受けるもので、既に耕作地の一部となっており、周辺に与える影響はないため、問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 本件は、財務省から払下げを受けるもので、当該地は譲受人の所有地の中に

位置しており、長年に渡り耕作している土地であり、周辺に与える影響はないため、問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 後藤委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○12番（後藤委員） 本件は、財務省から払下げを受けるもので、当該地は譲受人の所有地の中に位置しており、既に45年以上に渡り耕作している土地であり、周辺に与える影響はないため、問題ない案件であります。

○議長（島部委員） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号4番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号5番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 敬松委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番(敬松委員) 譲渡人は後継者がおらず健康面などから営農を止め、農地を手放すこととなりました。譲受人は大規模経営を行っており隣接地も所有しており、特に周辺に与える影響はないため、問題ない案件であります。

○議長(島部委員) これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて採決に移ります。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

次に、番号6番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号6番朗読】

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 早苗委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番(早苗委員) 譲受人が20年以上前から賃借していた土地で、譲渡人とは親戚関係にあり、今回、贈与することとなったもので、特に問題ない案件であります。

○議長(島部委員) これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて採決に移ります。番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

次に、番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

【番号7番朗読】

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員であります 敬松委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○2番(敬松委員) 元の貸人の死去により相続した土地について、改めて賃貸借するものです。借人は帯広市の方ですが、祖父の代からこの地区で耕作しており、周辺に与える影響はなく、問題ない案件であります。

○議長(島部委員) これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて採決に移ります。番号7番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長(島部会長) 次に、日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長(島部会長) ただいま説明の説明に関連して、転用計画地の地区担当委員であります私から、現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○1番(島部委員) 計画地は、起伏もあり水が溜まりやすい箇所もある土地であることから、砂利採取を伴う基盤整備により優良農地となることが見込まれ、近隣の理解も得られていることから、特に問題ない案件であります。

○議長(島部委員) これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から許可相当の回答がありしたい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付いたします。

以上で議案第3号を終わります。

●日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件を議題といたします。それでは 番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第4号 農地法第5条の規定による許可の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいま説明のありました案件につきましては、1月に開催した第7回総会で審議いただいたものです。これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について 原案のとおり決定いたします。番号1番につきましては、農業振興地域整備計画の変更の告示がありしたい許可書を交付いたします。

以上で議案第4号を終わります。

●日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による

農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号54番から整理番号61番について、事務局より議案の朗読等お願いします。

○事務局(村上) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【番号54番から番号61番朗読】

○議長(島部会長) それでは 整理番号54番から整理番号61番について、これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて採決に移ります。整理番号54番から整理番号61番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) それでは、整理番号54番から整理番号61番について、異議のないものと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で 議案第5号を終わります。

●日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づく農用地買入協議要請の件

○議長(島部会長) 次に、日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(村上) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を要請するものとする。

【番号1番・番号2番朗読】

番号1番、2番につきましては、先の報告第2号で報告のありました、あっせん不成立となった案件であります。

○議長（島部会長） 次に、平林あっせん委員長より、説明をお願いします。

○9番（平林委員） ただいま事務局より説明がありました件ですが、2月17日にあっせん委員会で買い手の調整を行いました。報告第2号のとおりあっせんを打ち切り、あっせん不成立で終わっています。あっせん委員で協議した結果、これらの件については受け手が資金調達等の理由により速やかに買い入れる事が出来ないため、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と判断した案件でございます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番から番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番から番号2番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第6号を終わります。

●日程第10 議案第7号 現況証明願の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第6号 現況証明願の件を議題といたします。それでは番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第7号 現況証明願の件。次の者から現況証明願があったので審議を求める。

【番号1番・番号2番朗読】

○議長（島部会長） 次に、相澤現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○14番（相澤委員） 2月16日に現地調査委員会を開催いたしました。調査委員に、坂下委員、後藤委員、西川委員そして私、相澤。事務局より佐藤局長、土田次長に出席いただき、午前10時00分事務局に集まりまして、事務局および担当委員の説明を受けた後、現地の調査を行いました。調査の結果、番号1番、番号2番とも農地採草放牧地以外であると判断いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（島部会長） ただいま、相澤現地調査委員長及び事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

次に、番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第7号を終わります。

●日程第11 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第11 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは 番号1番 について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第8号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められた次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、転用計画地の地区担当委員であります坂下委員から、現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（坂下委員） 既存の小麦乾燥施設の格納庫の東側に、増築を行うための転用計画であり、周りの土地は全て申請者の所有地であり、特に支障のない案件であります。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定いたします。番号1番につきましては、芽室町農業振興地域整備計画変更に関する異議のない旨、芽室町に回答することといたします。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【発言なし】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第8回総会を閉会いたします。

(14時40分 閉会)